第2回「よりあい大芝の家」定例運営懇談会 議事録

2019 (令和 1) 年 7 月 28 日 [日] に開催しました第2回 「よりあい大芝の家」定例運営懇談会に ついてご報告いたします。

会議名称	第2回(2019(令和1)年度)「よりあい大芝の家」運営懇談会			
事業者名	NPO(特定非営利活動)法人 よりあい倶楽部			
サービス種類	有料・高齢者住宅(住宅型 有料老人ホーム)			
開催日時	2019 (令和1) 年7月28日 [日] 13:30~14:15			
開催場所	「よりあい大芝の家」 1階 食堂 〒596-0001 大阪府岸和田市磯上町2丁目10番31号			
出席者	入居者様等	入居者ご家族様…6組 10名 入 居 者 様…4名 地域の方々より・大芝地区福祉委員会…1名		
	報告者として	当法人より…4名 (法人理事長、総務部部長、事業本部長、施設管理者)		
議題	定刻より、施設管理者の司会で開始報告者(法人からの出席者)紹介開会のあいさつ(法人理事長)議題(懇談会資料より) 1、活動報告(施設管理者) 2、状況報告(施設管理者) 3、収支報告(総務部部長) 追加議題、設定上限を超える電気使用料の徴収について(施設管理者) 4、質疑応答 議題1~3及び追加議題については、資料通り			

□ 報告事項の内容及び「大芝の家」に対する質疑応答

家族様からの質問

10月から消費税が上がりますが、入居費用等支払金額に影響はありますか。 あるならばそれは何で、どのくらいになりますか。

結論から申しますと、10月以降、「大芝の家」の入居に係る費用につきましては、今のところ値上げや変更等考えておりません。

2019年10月1日以降、消費税等(消費税及び地方消費税)が8%から10% に引き上げられる予定となっています。今回の増税には、軽減税率が初めて導入されることもあり、少しややこしくなっていますが、増税による事業者(NPO法人よりあい倶楽部)が支払う諸々の費用・料金(食材費や水光熱費等)には、もちろん影響が出てきます。

「大芝の家」の入居費用等に関する消費税増税の影響について

- ①「家賃」については、もともと非課税なので、影響ありません。
- ②「食費」については課税対象ですが、軽減税率の適応範囲内の料金設定の為、 変更ありません。

施設からの回答

- ③「管理費」に関しては、本来増税の影響が出るところですが、事業努力により、今回の増税による値上げは今のところ行いません。
- ④入居者の方が個別に「NPO・ヘルパーST」と契約した保険外サービス費についても本来増税の影響が出るところですが、こちらも事業努力により今回の増税に伴う値上げは、今のところ行いません。
- ※上記②③④に関して、10月以降、②は8%、③④は10%の消費税がかかります。価格は、お客様が分かり易い様に内税(税込)で設定しています。

今後、入居費用や保険外サービス費用が値上げや変更になる場合には、事前にお知らせし説明させていただきます。

入居者の方々がこれからも安心・安全に暮らしていただける笑顔の絶えない「住まい」として、「大芝の家」に1日でも長く、元気で楽しく居ていただけるよう、スタッフー同精進してまいります。よろしくお願いいたします。

設定超過電気代徴収 についての補足 追加議題として説明させていただきました、設定上限を超える電気使用料の8月分からの徴収につきまして、使用料の詳細は以下の通りになります。

212号室(夫婦部屋)	を除く個室全室	212号室(夫婦部屋)		
160kw を超えて 180kw まで	500円	200kw を超えて 220kw まで	500円	
180kw を超えて 200kw まで	1,000円	220kw を超えて 240kw まで	1,000円	
200kw を超えて 220kw まで	1,500円	240kw を超えて 260kw まで	1,500円	
220kw を超えて 240kw まで	2,000円	260kw を超えて 280kw まで	2,000円	

※具体的に、昨年の 12 月からの実績を見ると、12 月が 2 部屋(2,000 円 1 室、500 円 1 室)、1 月が 8 部屋(2,000 円 2 室、1,500 円 2 室、1,000 円 1 室、500 円 3 室)、2 月が 3 部屋(1,500·1,000·500 円が 1 室ずつ)、3 月は 2 部屋(500 円 2 室)が超過となり、4 月から7月までに超過はありませんでした。引き続き節電にご協力いただきます。

□ 7/28(日) 第2回 運営懇談会の時の様子



